

(庶ろ-15-B)

平成24年11月22日

地方裁判所事務局長 殿

東京, 横浜, さいたま, 千葉, 静岡,
大阪, 京都, 神戸, 名古屋, 福井, 広島,
福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 鹿児島, 那覇,
仙台, 札幌, 松山

家庭裁判所事務局長 殿

横浜, さいたま, 千葉, 水戸, 静岡,
大阪, 神戸, 大津, 岐阜, 福井, 山口,
鳥取, 福岡, 佐賀, 長崎, 鹿児島,
那覇, 仙台

最高裁判所事務総局情報政策課参事官 中尾 彰

期日進行管理プログラム（簡裁民事事件用）等用サーバ機の
更新等について（事務連絡）

平成25年1月31日でリース期間の満了する標記プログラム、期日進行管理プロ
グラム（家事事件用）及び調停委員出勤管理プログラム用のサーバ機（以下、「期
日Pサーバ機」という。）等の今後の取扱いについて、下記のとおり定めました
のでお知らせします。

なお、上記取扱いに伴う具体的な作業については、別途連絡しますのでよろしくお
取り計らいください。

記

1 期日Pサーバ機の更新

(1) 対象庁

別表1のとおり

(2) リース期間満了後の取扱い

従来利用していたサーバ機を新サーバ機に更新する。

2 期日Pサーバ機の集約

(1) 対象庁

別表2のとおり

(2) リース期間満了後の取扱い

リース期間が満了したサーバ機を撤去し、簡易裁判所と家庭裁判所とで、1台のサーバ機を共同利用する運用に変更する。

3 期日Pサーバ機の新設

(1) 対象庁

別表3のとおり

(2) クライアント兼サーバ機からの取扱いの変更

クライアント兼サーバ機を利用した運用からサーバ機を利用した運用に変更する。

4 サーバ機を利用した運用の取り止め

(1) 対象庁

別表4のとおり

(2) リース期間満了後の取扱い

リース期間が満了したサーバ機を撤去し、職員貸与パソコンをサーバ機としても利用して運用に変更する。

(別表1)

サーバ更新対象庁 (17庁)

家庭裁判所

No.	対象庁
1	鳥取家庭裁判所米子支部

簡易裁判所

No.	対象庁
2	東京簡易裁判所(墨田)
3	立川簡易裁判所
4	神奈川簡易裁判所
5	保土ヶ谷簡易裁判所
6	藤沢簡易裁判所
7	大宮簡易裁判所
8	大阪簡易裁判所
9	東大阪簡易裁判所
10	枚方簡易裁判所
11	京都簡易裁判所
12	名古屋簡易裁判所
13	広島簡易裁判所
14	福岡簡易裁判所
15	熊本簡易裁判所
16	札幌簡易裁判所
17	松山簡易裁判所

(別表 2)

サーバ集約化（被集約）対象庁（18庁）

家庭裁判所

No.	対象庁（被集約庁）
1	神戸家庭裁判所伊丹支部
2	福井家庭裁判所
3	佐賀家庭裁判所唐津支部

No.	集約先となるサーバ庁
1	伊丹簡易裁判所
2	福井簡易裁判所
3	唐津簡易裁判所

簡易裁判所

No.	対象庁（被集約庁）
4	川崎簡易裁判所
5	相模原簡易裁判所
6	横須賀簡易裁判所
7	越谷簡易裁判所
8	松戸簡易裁判所
9	市川簡易裁判所
10	沼津簡易裁判所
11	浜松簡易裁判所
12	堺簡易裁判所
13	小倉簡易裁判所
14	久留米簡易裁判所
15	佐世保簡易裁判所
16	鹿児島簡易裁判所
17	沖縄簡易裁判所
18	仙台簡易裁判所

No.	集約先となるサーバ庁
4	横浜家庭裁判所川崎支部
5	横浜家庭裁判所相模原支部
6	横浜家庭裁判所横須賀支部
7	さいたま家庭裁判所越谷支部
8	千葉家庭裁判所松戸支部
9	千葉家庭裁判所市川出張所
10	静岡家庭裁判所沼津支部
11	静岡家庭裁判所浜松支部
12	大阪家庭裁判所堺支部
13	福岡家庭裁判所小倉支部
14	福岡家庭裁判所久留米支部
15	長崎家庭裁判所佐世保支部
16	鹿児島家庭裁判所
17	那覇家庭裁判所沖縄支部
18	仙台家庭裁判所

(注)

- 1 集約先となるサーバ庁においては、集約化に伴うデータ移行に関する作業は発生しない。
- 2 集約後、対象庁（被集約庁）のデータは集約先となるサーバ庁へ移行する必要がある（移行は対象庁（被集約庁）が行う。）。
- 3 集約後の対象庁（被集約庁）のデータのバックアップは対象庁（被集約庁）がリモートにて行うことを予定している。

(別表3)

サーバ新設対象庁 (2庁)

家庭裁判所のみ

No.	対象庁
1	大津家庭裁判所彦根支部
2	岐阜家庭裁判所大垣支部

(別表4)

クライアント兼サーバ化対象庁 (3庁)

家庭裁判所

No.	対象庁
1	水戸家庭裁判所龍ヶ崎支部
2	山口家庭裁判所岩国支部

簡易裁判所

No.	対象庁
3	吹田簡易裁判所